

湊川短期大学における研究活動の不正防止管理体制に関する規程

(目的)

第1条 この規程は湊川短期大学（以下「本学」という。）の研究活動行動規範に基づき、湊川短期大学の研究活動の公正な推進と不正行為の防止ならびに不正行為への適切な対処についての体制を定めること目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 本学全体を統括し、研究活動の公正な推進と不正行為の防止について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という）を置く。

2 最高管理責任者は研究活動の不正行為の誘発要因を排除し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。また、研究倫理教育責任者や研究活動不正防止委員会のメンバーが責任を持って活動できるように適切にリードしなければならない。

3 最高管理責任者には学長をもって充てる。

(研究活動不正防止委員会)

第3条 委員会は、最高管理責任者が指名する者3名をもって構成する。研究活動の不正防止対策を策定・実施し実施状況を確認するとともに実施状況を最高責任者に報告する。

2 機関全体の具体的な委員会は、必要に応じて、構成員以外の者を出席させ、報告、説明または意見を求めることができる。

3 委員の任期は、職務上委員となる者を除き、2年とする。但し、再任を妨げない。

4 委員会に委員長・副委員長を置き、委員の互選とする。

5 委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

6 委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(研究倫理教育責任者)

第4条 研究倫理教育責任者は、最高管理責任者の指示のもとに、研究者及び研究に携わる学生に対し、研究者としての倫理の向上を図るための啓発その他必要な教育研修を行わなければならない。

2 研究倫理教育責任者は専攻課長をもって充てる。研究活動不正防止委員会と兼務してもよい。

(学科コミュニティ)

第5条 学科・専攻等の単位で研究者による学科コミュニティを形成し、お互いの実験データを吟味・評価、研究成果を発表するなど研究の品質を高める努力をするものとする。当然のことであるが、学科コミュニティによって不正が防止されるのではなく、不正防止は各研究者の自己規律を前提とする。

(代表研究者)

第6条 複数の研究者で1つの研究に取り組む場合は代表研究者を決める。代表研究者は研究の全体を把握し、分担研究者に対して研究活動における不正行為について責任を持ち不正行為の防止について啓発する義務がある。

(研究データの保管窓口)

第7条 各学科には研究データ保管部門を設置し、研究者が研究成果を発表する際は研究データを提出して一定期間保管することを推奨する。データは提出したデータのみで研究発表の資料や論文が再現できるものとし、不正行為の疑惑が発生した場合に第三者がデータを吟味・評価して不正のないことを証明するためのものである。

(通報窓口)

第8条 本学での研究活動における不正行為について学内外からの通報を受ける窓口を法人本部総務部に置く。(公的研究費の不正使用窓口と兼ねる)

(運営・管理の見直し)

第9条 最高管理責任者は研究活動の不正防止対策の実施状況を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じて改善を指示するものとする。

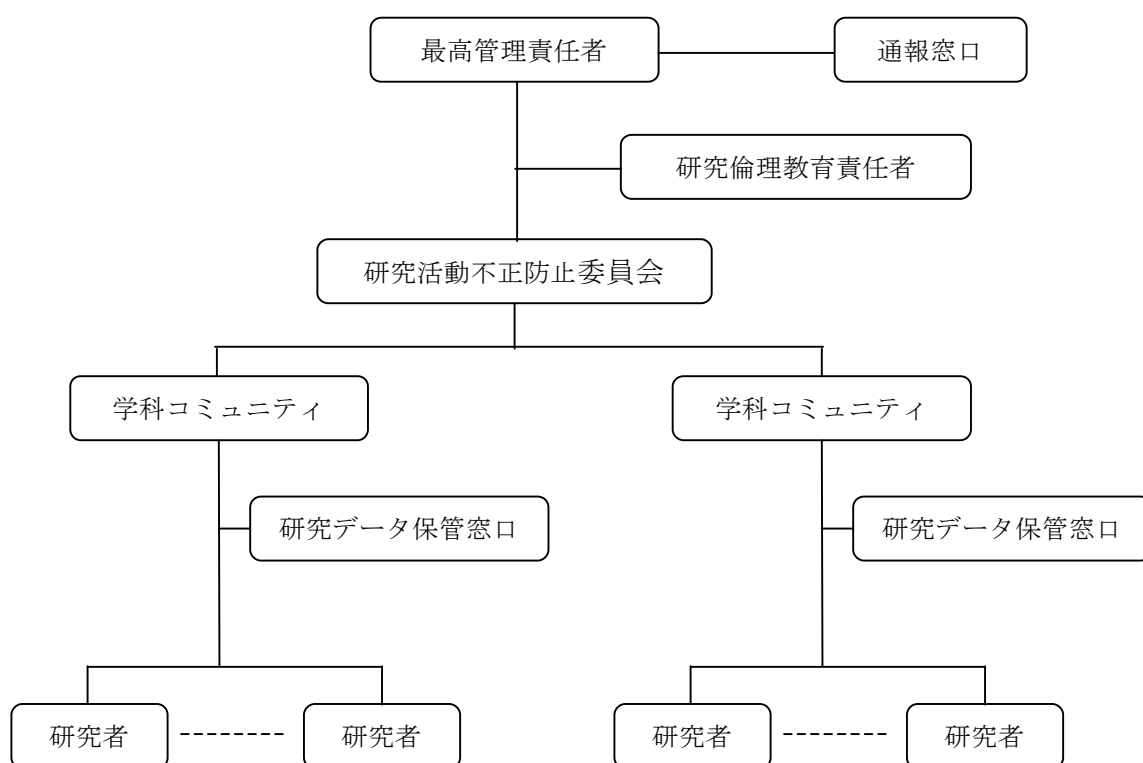


図1：湊川短期大学における研究活動の不正防止管理体制図

附則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。